



容量表示付きガラス製びん（壺）

JIS S 2350 : 2017

平成 29 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.5.20 改正：平成 29.11.20

官 報 公 示：平成 29.11.20

原案作成協力者：日本ガラスびん協会

(〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-21-16 日本ガラス工業センター TEL 03-6279-2390)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	4
5 外観、材質及び性能	4
5.1 外観	4
5.2 最小肉厚	4
5.3 材質	4
5.4 性能	4
5.5 溶出量	5
6 形状及び寸法	5
7 容量	5
8 試験及び測定方法	5
8.1 耐内圧力強度試験	5
8.2 熱衝撃強度試験	5
8.3 ひずみ測定	5
8.4 寸法測定	5
8.5 肉厚測定	6
8.6 溶出試験	6
8.7 容量試験	6
9 検査方法	8
10 表示	8
10.1 表示事項	8
10.2 表示方法	9
11 特殊容器に商品を入れる場合の入味線高さ	10
12 対応関係	10
附属書 A（規定）容量表示付きびんの呼び容量、容量公差、商品など	11
附属書 B（規定）容量表示付きびんの形状、寸法及び寸法許容差	16
附属書 C（規定）ロットごとの抜取検査による合否の判定	41
附属書 D（規定）ひずみ測定角度から応力量への換算方法	42
附属書 E（規定）特殊容器に商品を入れる場合の入味線高さ	43
解 説	50

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 2350:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

容量表示付きガラス製びん（壺）

Glass container with content volume indicated

序文

この規格は、計量法の特殊容器である容量表示付きガラス製びん（壺）として要求される要件のうち、形状、材質などの性能に係る技術上の基準、試験の方法及び検査の方法の基準について本体及び**附属書 A**～**附属書 D**に規定し（全ての要求事項が計量法の要求事項ではない。）、特殊容器に商品を入れる場合の入味線高さを**附属書 E**に規定した日本工業規格である。ただし、この規格の適合だけをもって、容量表示付きガラス製びんが計量法で定める特殊容器ということにはならない。また、この規格においては、この規格に適合するものであることを示す工業標準化法第 19 条の表示を付することはできない。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、液体を充填したときに入味線が見えるソーダ石灰ガラス製のびんであって、液体をある一定の入味線高さまで充填したときに、容量が呼び容量と同じ値となる容量表示付きガラス製びん（以下、“容量表示付きびん”という。）について規定する。また、特殊容器に商品を入れる場合の入味線高さについても規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7507 ノギス

JIS B 7510 精密水準器

JIS B 7517 ハイトゲージ

JIS S 2301 炭酸飲料用ガラスびんの肉厚測定方法

JIS S 2302 炭酸飲料用ガラスびんの耐内圧力試験方法

JIS S 2304 炭酸飲料用ガラスびんの熱衝撃試験方法

JIS S 2305 炭酸飲料用ガラスびんのひずみ測定方法

JIS Z 8103 計測用語

JIS Z 9003 計量規準型一回抜取検査（標準偏差既知でロットの平均値を保証する場合及び標準偏差既知でロットの不良率を保証する場合）

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8103** によるほか、次による。